

消費者クイズにチャレンジ！

日常生活の中で関わりがある契約や悪質商法についてのクイズです。

▶次の質問に○か×で答えてください！

回答欄

Q1	契約書を交わさなくても契約が成立する場合もある。
Q2	宅配ピザ店に電話をしてピザを注文した。契約が成立するのはピザを受け取って代金を支払ったときである。
Q3	7日前、訪問してきた事業者とリフォーム工事の契約をしたが高額なのでやめたい。工事を始めていてもクーリング・オフができる。
Q4	テレビショッピング、ネット通販などの通信販売でもクーリング・オフができる。
Q5	身に覚えのない請求のハガキやメールは架空請求の疑いがあるのでむやみに連絡先に電話をしてはいけない。
Q6	光回線の転用契約を勧誘された場合、料金が安ければ内容を理解できなくとも契約したほうがよい。
Q7	何でも買い取るという訪問業者に金のネックレスを売ることにしたがクーリング・オフ期間は品物を業者に引き渡さなくてよい。
Q8	健康食品は、「関節痛が治る。がんが治る」などの効能・効果を説明したり宣伝してもよい。
Q9	未成年者が交わした契約はどんな場合でも取り消しできる。



正解と解説



- Q1 一般的に双方が合意すれば契約書がなくても、口頭でも契約は成立するとされています。ただし、契約書がなければ成立しない契約もあります。（保証契約など）
- Q2 契約は「売ります」「買います」という意思が合致した時に成立します。宅配ピザを注文する場合は注文内容を伝えて相手が承諾した時です。
- Q3 クーリング・オフは、訪問販売など特定の商取引について法律で認められた制度で、契約した後で消費者に冷静になって考え直す時間を与え、一定期間であれば契約を無条件で取り消すことができます。クーリング・オフ期間内（この場合8日間以内）に通知をすると契約は最初からなかったことになり、支払ったお金を返してもらい、商品は事業者負担で引き取ってもらいます。また、すでに工事が終わっていても元の状態に戻してもらうことも要求できます。
- Q4 通信販売には、クーリング・オフ制度がありません。利用規約に返品不可と書かれている場合は、自己都合の理由では返品できません。返品ができるかどうかの条件の表示がない場合は、商品を受け取った日から8日間以内であれば、送料を自己負担で返品できます。
- Q5 請求根拠のないハガキやメールを送り付け、「消費料金」「有料サイトの利用料金」などの名目で、不安をあおり連絡させるように仕向け、お金をだまし取る手口です。絶対に相手に連絡してはいけません。
- Q6 光回線サービスの「転用契約」によって必ず料金が安くなるわけではありません。「今より安くなる」という言葉を鵜のみにせず、現在の契約と新しい契約内容を十分に比較・検討しましょう。
- Q7 訪問買取り（訪問購入）は契約書を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。その間は業者に品物を引き渡すことを保留することができます。買い取り価格が妥当かどうか、商品を手放してよいのかどうか、考えることができます。
- Q8 健康食品はあくまでも食品です。医薬品と誤認されるような効能・効果を表示したり、広告することはできません。薬を服用している場合は、薬の効果に影響を与える場合もあるので、必ず事前に医師に相談してから摂取するようにしましょう。
- Q9 未成年者が法定代理人（両親、親権者）の同意を得ないで行った契約は取り消すことができます。ただし、お小遣いの範囲の契約、未成年者が詐術（相手を誤解させるために詐欺的手段をとること）を用いた場合や未成年者でも結婚している場合などは取り消しができません。